

## 長生村市民活動団体登録要綱

令和3年4月1日

長生村告示第12号

(趣旨)

第1条 この要綱は、村内で活動する市民活動団体への支援及び村民の社会貢献活動への参加の機会を広げることを目的として行う市民活動団体の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録の要件)

第2条 村に市民活動団体として登録することができるものは、ボランティア団体、NPO（民間非営利団体）等の不特定かつ多数のもの利益の増進のため自発的に社会貢献活動を行う営利を目的としない民間団体で、次に掲げる要件に該当するものとする。ただし、共益的かつ互助的な活動又は個人の趣味的な活動を目的とする団体、公益法人又は自治組織等を除く。

- (1) 村内に事務所を有する団体又は主に村内で活動する団体であること。
- (2) 構成員が3人以上であること。
- (3) 政治活動、宗教活動及び選挙活動を目的とする団体ではないこと。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある団体でないこと。
- (5) その他公共の利益を害する行為をするおそれのある団体でないこと。

(登録の申請)

第3条 登録を希望する市民活動団体は、長生村市民活動団体登録申請書（別記第1号様式）を村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の規定による提出を受け、前条の市民活動団体としての登録が適正と認められたときは、当該団体に対して、長生村市民活動団体登録認定通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。

(登録事項)

第4条 村長は、前条の規定により登録を認めた場合は、次に掲げる事項（以下「登録事項」という。）を登録するものとする。

- (1) 団体名
- (2) 代表者の氏名
- (3) 事務所の所在地及び連絡先に関する事項
- (4) 設立の時期
- (5) 団体の目的及び活動分野

- (6) 会員数及び会員募集に関する事項
- (7) 活動地域及び活動日に関する事項
- (8) 活動内容に関する事項
- (9) 団体PR
- (10) 規約等及び会費の有無
- (11) 所属する上部団体又は協議会名
- (12) その他村長が必要と認める事項  
(登録事項の変更等)

第5条 前条の規定により登録された市民活動団体(以下「登録団体」という。)は、登録事項の変更又は登録の抹消をする場合は、長生村市民活動団体登録変更・抹消届出書(別記第3号様式)を速やかに村長に提出しなければならない。

(登録の抹消)

第6条 村長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、登録を抹消することができる。

- (1) 第2条に規定する市民活動団体の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により登録の申請を行ったとき。
- (3) その他村長が登録に不相当であると判断したとき。

(登録団体への支援)

第7条 村長は、登録団体の市民活動を促進するため、次に掲げる支援を行うことができる。ただし、これによって当該登録団体の活動に支障を来す場合は、この限りでない。

- (1) 村の広報媒体等を活用した登録団体の情報及び活動状況の公表
- (2) 村民又は公的機関からの問合せに対する登録事項の提供
- (3) 村等が開催する市民活動支援に関する事業又はイベントの情報等の案内
- (4) 登録団体の主催する行事等に関する情報の村施設への掲載

(庶務)

第8条 市民活動団体の登録に関する庶務は、企画財政課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。